○農林水産省告示第　　号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）第四条の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第九百四十号（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第二条及び第四条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を定める件）の一部を次のように改正し、令和　　年　　月　　日から施行する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　（略）<br>二　規則第四条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品は、大蔵省告示の輸入統計品目表第〇三〇二・九九号の二の（一）、第〇三〇三・五三号、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五九号、第〇三〇三・八九号、第〇三〇三・九九号の二の（一）、第〇三〇四・四九号、第〇三〇四・五九号、第〇三〇四・八九号、第〇三〇四・九九号、第〇三〇五・三九号、第〇三〇五・五四号、第〇三〇五・五九号、第〇三〇五・六九号、第〇三〇五・七九号の二の（二）及び（三）、第〇三〇七・四三号、第〇三〇七・四九号、第一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号、第一六〇四・一九―〇三〇号並びに第一六〇五・五四号の品名欄に掲げるもの（規則第三条第一号から第三号までに掲げる水産動植物に係るものに限り、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭（ひれ）を主たる原材料とするものを除く。） | 一　（略）<br>二　規則第四条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品は、大蔵省告示の輸入統計品目表第〇三〇二・九九号の二の（一）、第〇三〇三・五三号、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五九号、第〇三〇三・八九号、第〇三〇三・九九号の二の（一）、第〇三〇四・四九号、第〇三〇四・五九号、第〇三〇四・八九号、第〇三〇四・九九号、第〇三〇五・三九号、第〇三〇五・五四号、第〇三〇五・五九号、第〇三〇五・六九号、第〇三〇五・七九号の二の（二）及び（三）、第〇三〇七・四三号、第〇三〇七・四九号、第一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号並びに第一六〇五・五四号の品名欄に掲げるもの（規則第三条各号に掲げる水産動植物に係るものに限り、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭（ひれ）を主たる原材料とするものを除く。）とする。 |